

# 甲府市子ども応援デリバリー事業実施要綱

令和5年2月1日

子 第 1 号

## (目的)

**第1** この要綱は、甲府市子ども未来応援条例(令和2年3月条例第4号。以下「条例」という。)第3条第1項第2号の基本理念を推進し、未来を担う子どもの健やかな成長を育むとともに、「子育て応援」の意識の涵養と幅広い普及啓発を図るため、市内で開催されるイベント主催者との協働により、子どもの成長に良い影響をもたらすとされる様々な体験・経験の機会を幅広く提供する「甲府市子ども応援デリバリー事業(以下「デリバリー事業」という。)」の実施について必要な基本的事項を定めることを目的とする。

## (定義)

**第2** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) イベント 市内外から多数の者が参加する式典、展示会、講演会、シンポジウム、フェスティバル、その他の行事等をいう。
- (2) 主催者 イベントを実施するものをいう。
- (3) デリバリー事業 主催者の意向を踏まえ、市が実施する子どもの体験・経験機会の創出事業を子ども応援団体等の協力のもと、イベントと同一日時及び会場において協働により開催するものをいう。
- (4) デリバリープログラム デリバリー事業の中で、協力団体等が実施する子どもの体験・経験機会のプログラムをいう。
- (5) 協力団体等 市の依頼によりデリバリー事業に協力参加する個人又は団体をいう。

## (申請できる主催者)

**第3** デリバリー事業への申請ができる主催者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 条例第2条第1項第7号に規定する「子ども応援団体」、又は条例第12条第1項に規定する「子育て応援者」で、子育て応援者及び子ども応援団体登録要綱(令和3年10月要綱子第6号)の規定により登録しているもの
- (2) 前号に定めるものが主となる、複数の会員で構成される団体
- (3) その他、特に市長が認めたもの

### (対象となるイベント)

第4 デリバリー事業の対象となるイベントは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 法令等に違反しない又はそのおそれがないこと。
- (2) 営利を主たる目的としないこと。
- (3) 特定の宗教活動又は政治活動を内容としないこと。
- (4) 参加者に対する経済的負担(参加料等)が適正であること。
- (5) 公序良俗に反しないもの又はそのおそれがないこと。
- (6) 開催地は、甲府市内であること。
- (7) 実施会場は、公衆衛生、災害・事故防止について、十分な設備及び措置が講ぜられていること。
- (8) その他、デリバリー事業を実施するにあたって適当であると市長が認めるもの

### (主催者の役割)

第5 主催者は、デリバリー事業への申請及び実施にあたって、社会的な影響力及び責任を認識し、誠意をもって次の各号を担うものとする。

- (1) イベント全般(デリバリー事業を含む。)の統括に関すること。
- (2) デリバリー事業の実施会場の確保及び設営・撤去に関すること。
- (3) 経費(デリバリープログラムに係る消耗品は除く。)を負担すること。
- (4) デリバリー事業の来場者又は近隣住民等からの苦情・要望等への対応に関すること。
- (5) デリバリー事業の来場者、協力団体等の安全の確保に関すること。
- (6) デリバリー事業の来場者、協力団体等に対するイベントへの優遇措置を検討すること。

### (市の役割)

第6 市は、条例の基本理念に基づき、主催者の意向を確認のうえ、デリバリー事業について、誠意をもって次の各号を担うものとする。

- (1) 主催者との協議及び調整に関すること。
- (2) 協力団体等の招聘及び調整に関すること。

### (協力団体等の役割)

第7 協力団体等は、その専門的な知識及び経験を活かし、デリバリー事業について、誠意をもって次の各号を担うものとする。

- (1) デリバリープログラム内容の検討及び実施に関すること。
- (2) 来場者に対する丁寧な接遇に関すること。
- (3) 子ども応援団体等との相互連携・調整に関すること。

#### (協働的役割)

**第8** 主催者及び市は、相互に協力し合い、誠意をもって次の各号を担うものとする。

- (1) デリバリー事業の周知に関すること。
- (2) その他協働によることでデリバリー事業に相乗作用をもたらすこと。

#### (申請)

**第9** デリバリー事業を受けようとする主催者は、甲府市子ども応援デリバリー事業協働実施申請書(第1号様式)及び添付書類のほか、市長が必要と認める書類を添え、イベント開催日の2カ月前までに市長に提出しなければならない。

#### (協働実施の決定及び通知)

**第10** 市長は、デリバリー事業の申請があったとき、書類内容等について審査し、協働実施すべきものと認めたときは、甲府市子ども応援デリバリー事業承認通知書(第2号様式)により、主催者に通知するものとする。

**2** 市長は、前項の審査の結果、協働実施することが不相当であると認めたとき、甲府市子ども応援デリバリー事業不承認通知書(第3号様式)により、主催者に通知するものとする。

#### (イベント内容の変更)

**第11** 主催者は、イベントの内容を著しく変更しようとするとき、市長が必要と認める書類を添え、あらかじめ甲府市子ども応援デリバリー事業変更承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (変更内容の決定及び通知)

**第12** 市長は、第11の提出を受けたとき、その内容を審査し、適当と認めるときは変更決定を行い、甲府市子ども応援デリバリー事業変更承認通知書(第5号様式)により、主催者に通知するものとする。

**2** 市長は、前項の審査の結果、協働実施することが不相当であると認めたとき、甲府市子ども応援デリバリー事業変更不承認通知書(第6号様式)により、主催者に通知するものとする。

### (イベント等の中止)

**第13** 主催者は、イベントを中止しようとするときは、開催日以前に甲府市子ども応援デリバリー事業中止届出書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、当該届出書を提出することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

### (協働実施の決定の取消し)

**第14** 市長は、第13又は次の各号のいずれかに該当するときは、協働実施の決定の全部又は一部を取り消すものとし、甲府市子ども応援デリバリー事業承認取消通知書(第8号様式)により、主催者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により協働実施の決定を受けたとき。
- (2) 協働実施の決定内容を承認なく変更したとき。
- (3) 協働実施の決定に付した条件又は法令等に違反したとき。

### (その他)

**第15** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年2月2日から施行する。